

地域計画

策定年月日	令和7年3月10日
更新年月日	令和一年一月一日 (第一回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	中之条町 (104213)
地域名 (地域内農業集落名)	成田美野原地区 (上折田、中折田、下折田、殿貝戸・君ノ尾、東組、五反田上中組、五反田下組、西中之条)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載しています。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	180.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	174.2 ha
② 田の面積	90.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	90.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	50.9 ha
(備考)遊休農地0.7ha	

注1:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載しています。

2:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載しています。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化により担い手不足が深刻な状況となっている。大規模経営ができる耕作者が少ない。そもそも農業経営者が少なくなっている事などから、地域の実情に即した経営体の育成、新たな農地の受け手の確保などが課題である。

物理的なことにおいては、1区画当たりの圃場面積が小さいこと、区画内に農道はあるが狭く大型農業機械が使いつらいこと、畦畔の法面が高いこと、周辺の木が日照を妨げ栽培に支障のある圃場が多数あること等が挙げられる。作業効率を上げると同時に農地の集約化を進めるには、圃場整備や土地改良・支障木伐採が必要となる。

農薬散布に多くの労力を要していることから、ドローンを用いて農薬を空中散布するなど、新しい方法を試みていく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在行っている水稲栽培と畑作中心の生産を続け、中心経営体が中心となり、地域と一体となって集落内の農地の維持管理を行う。各作物ごとに集積し、効率的な営農を行っていく。

町外含め地域外からの担い手や新規就農者、定年退職による帰農者を積極的に受け入れる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手農業者(認定農業者等)への農地の集積・集約化は農地バンクへの貸し付けを基本として進め、担い手への持続的な農地利用を支援していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	39.9	%	将来の目標とする集積率
			42 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
高齢農家の農地や、営農をやめる農家など農地を同種の中核農家へと集積する。その上で周辺農地の作物に応じて、協議を行い、随時目標地図を更新し、それに基づく農用地の集団化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
基本的には、農地中間管理機構を活用して貸し付けていくが、必要に応じて農地法3条も使い分けていく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業支援サービスなどは今後の課題となっているため、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	○ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑩圃場の大区画化と大型機械のための道路整備を進めていく必要がある。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認就		果樹	0.5 ha	ha	果樹	0.5 ha	ha	A-1	
認農		水稲、そば	ha	ha	水稲、そば	0.7 ha	ha	B	
認農		野菜	0.2 ha	ha	野菜	8.5 ha	ha	C	
認農		水稲、そば	ha	ha	水稲、そば	3.5 ha	ha	D	
到達		水稲	0.7 ha	ha	水稲	2 ha	ha	E	
到達		水稲	0.5 ha	ha	水稲	0.5 ha	ha	F	
到達		果樹	1.4 ha	ha	果樹	1.4 ha	ha	A-2	
到達		果樹	0.5 ha	ha	果樹	0.5 ha	ha	A-3	
到達		果樹	1 ha	ha	果樹	1 ha	ha	A-4	
認農		果樹	0.8 ha	ha	果樹	0.8 ha	ha	A-5	
到達		果樹	0.9 ha	ha	果樹	0.9 ha	ha	A-6	
認農		水稲	1.1 ha	ha	水稲	1.9 ha	ha	G	
認農		水稲	1.1 ha	ha	水稲	3.1 ha	ha	H	
認農		花き	2.3 ha	ha	花き	2.8 ha	ha	I	
認農		花き	4.4 ha	ha	花き	5.3 ha	ha	J	
認農法		酪農	10.6 ha	ha	酪農	16.8 ha	ha	K	
認農		花き	ha	ha	花き	0.6 ha	ha	L	
認農		野菜	0.7 ha	ha	野菜	1.6 ha	ha	M	
認農		野菜	0.4 ha	ha	野菜	0.8 ha	ha	N	
認農		果樹	1 ha	ha	果樹	1 ha	ha	A-7	
認農		花き	5.2 ha	ha	花き	5.9 ha	ha	O	
認農		野菜	2 ha	ha	野菜	2 ha	ha	P	
認農		果樹	1.2 ha	ha	果樹	2.6 ha	ha	A-8	
認農法		野菜	2.8 ha	ha	野菜	8.3 ha	ha	Q	
認農法		水稲、麦、そば	13.7 ha	3.5 ha	水稲、麦、そば	22.6 ha	3.5 ha	R	
認農法		花き	1.8 ha	ha	花き	4.1 ha	ha	S	
認農法		野菜、水稲	11 ha	ha	野菜、水稲	16.7 ha	ha	T	
認農法		野菜	0.4 ha	ha	野菜	0.4 ha	ha	U	
認農		花き	1.3 ha	ha	花き	1.5 ha	ha	V	
認農		花き	1.1 ha	ha	花き	1.2 ha	ha	W	
計	30経営体		68.6 ha	3.5 ha		119.5 ha	3.5 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は

「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載しています。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載しています。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)